**特 記 仕 様 書**

**（週休２日工事（発注者指定方式））**

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休２日の確保に取組む工事（以下「週休２日工事」という。）である。

１　発注方式

発注者が週休２日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

２　対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始６日間（12月29日から１月３日）、夏季休暇３日間（８月14日から同月16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

３　用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、１日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「４週８休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「週休２日」

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

４　週休２日工事の取組内容

(1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休２日を確保するよう努めなければならない。

(2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休２日工事を実施するものとし、週休２日の確保を事由にした工期の変更は認めない。

(3) 実施事業者は、週休２日の確保について施工計画書に記載する。

(4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式２）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の５日までに総括監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。

　　なお、総括監督員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

(5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに総括監督員に連絡する。

　　なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。

(6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休２日工事である旨を明示するものとする。

|  |
| --- |
| **週休２日工事**この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日（４週８休以上）の確保に取組む工事です。　　　　　　　　　　　　　　　　発注者：大阪市水道局　　　　　　　　　　　　　　受注者：○○○○ |

(7) 週休２日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式２）により総括監督員が行う。

５　週休２日工事に要する費用の計上

　　　当初設計金額は４週８休の達成を前提として算出している。

　　　現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは補正分を減額変更する。

|  |
| --- |
| **※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。** |

６　その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市水道局週休２日工事実施要綱」による。